路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び二百五十一号	雲仙市千々石町丙字品垂り二五三番三から同市千々石町丙字品垂り二五三番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
二百五号	佐世保市指方町五九二番一から同市指方町六〇〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十四年二月一日

○北海道開発局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月一日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・四・三百二十五号中原通

三　事業施行期間　自平成十九年六月十四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月一日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　八雲都市計画道路事業三・四・七号本町大通及び三・四・四号富士見通

三　事業施行期間　自平成十三年八月二十九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月一日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　標茶都市計画道路事業三・四・一号駅前中央通、三・四・三号虹別通及び三・四・四号富士通

三　事業施行期間　自平成十八年九月二十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月一日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・二・三〇九号二丁目通及び三・四・三〇四号上美生通

三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月一日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録番号

北海道開発局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社札幌工業検査

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	北名　直史

(2)　変更年月日

平成二十四年二月一日

官庁報告

国家試験

平成24年度衆議院法制局職員採用試験公告

平成24年度衆議院法制局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成24年2月1日　　衆議院法制局

1　試験の名称

(1)　衆議院法制局職員採用総合職試験（院卒者試験）

(2)　衆議院法制局職員採用総合職試験（大卒程度試験）

2　職務内容等　衆議院法制局は、立法活動を中心として議員の活動を法制面から補佐するために置かれている機関で、議員発議の法律案・修正案及び委員会提出の法律案の立案の補佐、委員会の命による法制に関する予備的調査、議員等からの依頼による法制に関する調査等を行う。

議会において広範な国民の声を代表する国会議員が行う新たな立法政策の提案等を的確に補佐するには、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力が要求される。したがって、職員には、法制的な知識は当然に必要だが、それにとどまらず、深い知的好奇心に裏打ちされた広くバランスのとれた知識、教養が求められる。また、依頼者との正確かつ緊密な意思疎通が不可欠であり、十分なコミュニケーション能力をもった人材であることも求められる。

3　総合職試験（院卒者試験）

(1)　採用予定人員　若干名

(2)　採用予定年月日　平成25年4月1日

(3)　待遇　初任給は行政職給料表(一)2級11号給で、国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)に合格し、一般職の職員として採用された政府職員と同待遇。

大学院修了後、社会人としての勤務経験を積んだ者については、経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。